

幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマークデザインガイドラインに基づくものをいう。

(申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。なお、オンラインによる電子申請は、これに代えるものとする。

(承諾等)

第4条 区長は、ロゴマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承認にあたって必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 ロゴマークは原則変形しない。
- 2 他の図形や文字と重ねて使用しない。
- 3 ロゴマークの色は、原則指定色を使用する。
- 4 次の場合は使用を認めない。

- (1) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 区の品位を傷つけ、又はロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れのある場合
- (4) 区が行う事業又は、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じる恐れのある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
(暴力団の排除)

第6条 次の各号に掲げる団体は、使用承認の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 申請者の所属する団体の代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの。
- (その他)

第7条 その他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク使用承認申請書

(あて先) 幸 区 長

(申請者) 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

幸区「区の木」・「区の花」ロゴマークの使用について、次のとおり申請します。

希望するロゴマーク	<input type="checkbox"/> 「区の木・ハナミズキ」 <input type="checkbox"/> 「区の花・ヤマブキ」 <input type="checkbox"/> 組み合わせマーク <p style="text-align: right;">※希望するものにレ点を入れてください。</p>
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p>
過 去 の 使 用 実 績	<input type="checkbox"/> 前回の申請 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めての申請 <p style="text-align: right;">※いずれかにレ点を入れてください。</p>
事 務 責 任 者	住所 氏名 電話番号 () F A X () E-mail :

★ 関係書類として次の書類を添付してください。

- ・団体等の規約、会則その他これらに類するもの。(区から求められた場合のみ)

川幸総第 号
年 月 日

幸区「区の木」及び「区の花」ロゴマーク使用承認・不承認通知書

様

幸 区 長

年 月 日付けで申請のありました幸区「区の木」・「区の花」ロゴマークの使用について、次のとおり決定いたします。

<p>決 定 内 容</p>	<p><input type="checkbox"/>承認</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>不承認</p>
<p>使用方法・使用期間</p>	<p>申請書記載のとおり</p>
<p>使 用 条 件</p>	<p>1 ロゴマークは原則変形しないでください。</p> <p>2 他の図形や文字と重ねて使用しないでください。</p> <p>3 ロゴマークの色は、原則指定色を使用してください。</p> <p>4 次の場合は使用しないでください。</p> <p>(1) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合</p> <p>(2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合</p> <p>(3) 区の品位を傷つけ、又はロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れのある場合</p> <p>(4) 区が行う事業又は、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じる恐れのある場合</p> <p>(5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合</p>
<p>担 当 課</p>	<p>幸区役所まちづくり推進部総務課 電話番号 044 (556) 6603 F A X 044 (555) 3130</p>

